



報道関係者 各位

平成 27 年 10 月 29 日

【照会先】

大阪労働局労働基準部安全課

代表電話 06-6949-6496

墜落・転落災害の撲滅へ ～大阪労働局が建設現場をパトロール～

大阪労働局（局長 中沖 剛）は、建設業における墜落・転落災害の撲滅を目指して、局幹部職員らによる建設現場パトロールを実施する。

対象現場 : 府内の建設工事施工現場 20 現場(予定)
出発式日時 : 11月10日(火) 9時30分から
出発式の場所 : 大阪合同庁舎第2号館 4階 共用I会議室

(別添1 実施要領 参照)

◆ 墜落・転落災害の発生割合は高止まり傾向

平成27年の大阪府下の建設業における労働災害は、長期的には減少傾向にあるが、依然として「墜落・転落」による災害が後を絶たず、9月末日現在での墜落・転落による死傷者数は176人で、事故の型別では最も多い発生件数となっている。また、死亡者は7人で、このうち、墜落・転落によるものが4人と最も多く、発生率は57%を占め、近年高止まり傾向が続いている。(別添2 参照)

◆ 「^{いのちづなごうかつどう}命綱GO活動」の取組

労働災害のさらなる減少と墜落・転落災害の撲滅を目指し、安全帯の確実な使用を図る「命綱GO活動」を展開し、建設業労働災害防止協会大阪府支部と連携して、従前よりパトロール現場を増やして実施することとした。(別添リーフレット 参照)

◆ 改正労働安全衛生規則の周知

本年7月には、労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止のための措置を強化した。このため、パンフレットを各現場に配付し、周知を図っていくものとする。(別添パンフレット 参照)

建設現場安全衛生パトロール実施要領

1 出発式 平成27年11月10日(火)
式開始 9:30 出発 10:00

2 場 所 大阪合同庁舎第2号館 4階 共用I会議室
大阪府中央区大手前4丁目1番67号

3 パトロール班 10班(各班3~4名)

〈パトロール構成員〉

大阪労働局 幹部職員等 9名

建設業労働災害防止協会大阪府支部 各役員 27名

4 対象現場 府内の建設工事施工現場 20現場を予定

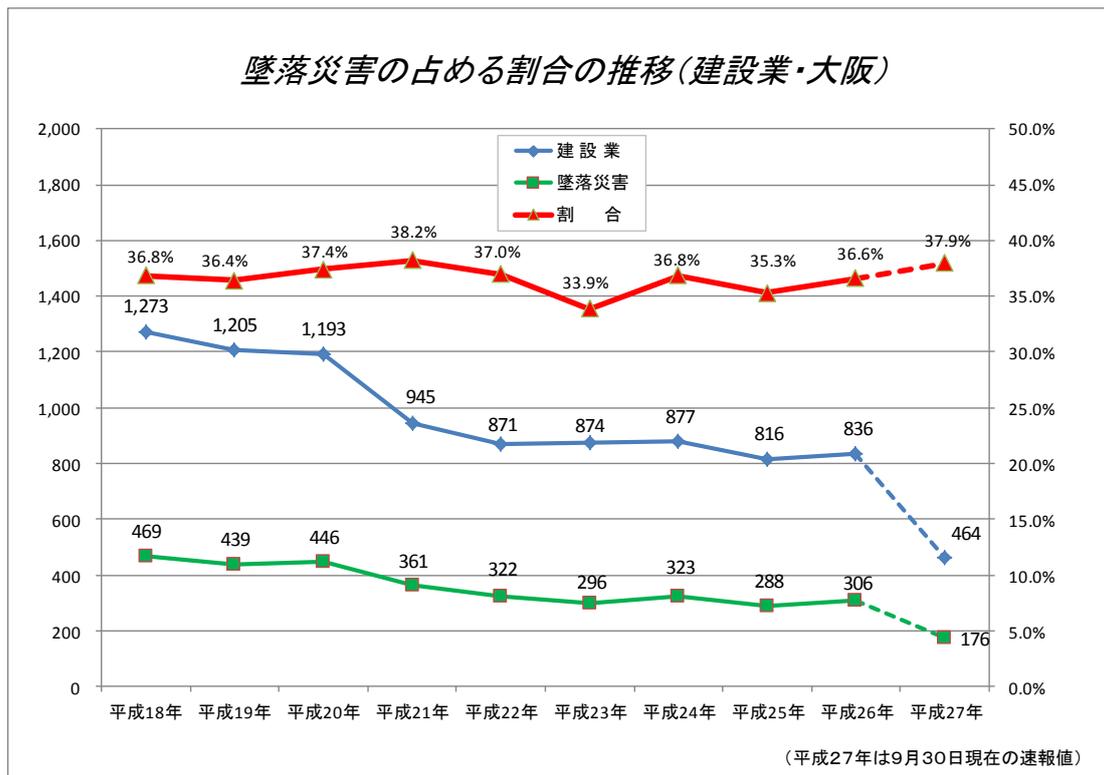
5 取材について

上記1の出発式について、取材を希望される報道関係の方は、11月10日(火) 9:20までに共用I会議室(大阪合同庁舎2号館4階)にお集まりください。

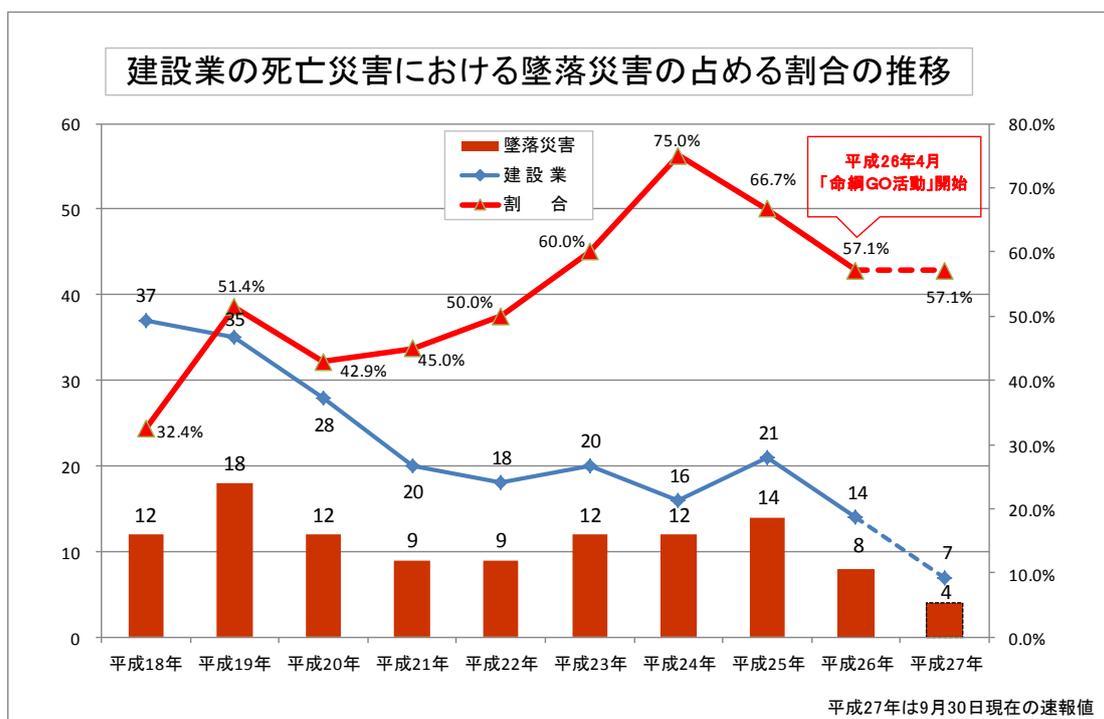
(受付開始 9:00)

なお、パトロール対象現場での取材については、対象現場の了承を得ておりませんのでご遠慮願います。

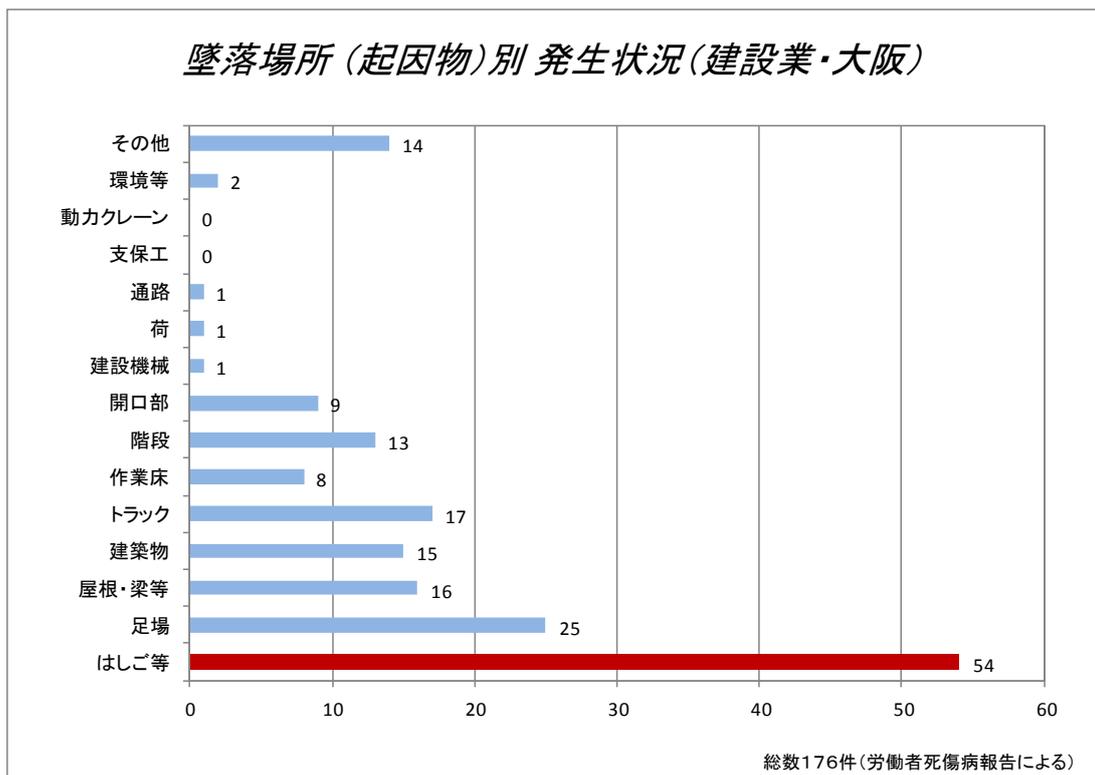
大阪府内の建設業における墜落・転落災害による死傷者数



大阪府内の建設業における9月末日現在の死傷者は464人で、前年同期の547人と比べ15.2%減少している。
このうち、墜落・転落災害による死傷者は176人で、37.9%を占める。



死亡者は減少しているものの、墜落・転落による災害発生比率は、高止まり傾向が続いている。



墜落場所（起因物）で最も多いのは、「はしご等」であり、足場からの墜落件数の2倍以上となっている。「はしご等」とは、はしご、脚立、踏み台を示す。

＜改正のあらまし＞

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実

- ◆足場材の緊結などの作業を行うときは幅 40cm 以上の作業床を設置してください。
- ◆安全带取付設備を設置し、労働者に安全带を使用させてください。

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実

- ◆床材と建地との隙間は 12cm 未満としてください。
- ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業構台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

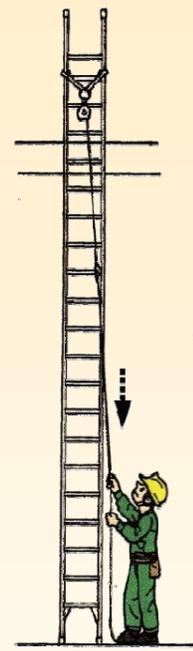
5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し

鋼管足場の建地の最高部から測って 31m を超える部分の建地は、鋼管を 2 本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

改正された労働安全衛生規則では、脚立を並べてそれに足場板を渡し緊結する作業は、「足場の組立て作業」に該当し、特別教育を受講しなければ、作業ができないこととされた。パトロールでは、改正規則の周知はもとより、特に、この作業について周知徹底を図る。

作業ごとの墜落防止対策

はしごからの墜落防止



- はしご昇降時の墜落防止対策について、以下の安全対策を行きましょう。
- はしごを立てかける前に、上部の棧に安全ブロックを取付け、安全帯を使用できるようにすること。
 - はしごの上部は建築物等に固定し、下部は補助者が支えること。
 - 安定した水平・堅土な場所に設置すること。
 - 材料に著しい損傷、腐食等が認められるはしごは使用しない。
 - 継いで使用しないこと。やむを得ず継いで使用する場合は次によること。
 - ①全体の長さは9m以下とすること。
 - ②継手が重ね継手の場合は、接続部において1.5m以上を重ね合わせ、2か所以上で固定すること。
 - ③継手が突合せ継手の場合は、1.5m以上の添木を用いて4か所以上で固定すること。
 - はしごの立てかけ角度は75度以下とすること。
 - はしごの先端は屋根の軒先等より60cm以上突き出すこと。

はしごは昇降するための用具です。これに登っての作業はやめましょう



可搬式作業台・脚立作業の墜落防止

各社の墜落災害防止取組事例

A社の事例 「立ち馬使用心得」

- 上部に安全帯取付可能な場所では安全帯を使用すること
- 天板が水平で安定した状態で作業すること
- 昇降面に背を向けたり荷物を持ったまま昇降しないこと
- 昇降時は手掛り棒を使用すること
- 天板上では足元をよく確認して作業すること
- 昇降用踏み棧上では作業しないこと
- 天板上に同時に二人以上のらないこと
- 天板上に脚立、他の作業台等をのせて使用しないこと
- 物をのせたまま移動しないこと
- 体を乗り出して作業しないこと
- 長辺方向を壁と平行にして無理に押したり引いたりする作業をしないこと
- 積載荷重(150kg)を超えて人・物をのせて作業しないこと。



B社の事例 「脚立は許可制」

- 2m以上の長尺脚立は原則使用禁止とする。
- 2m以上の高所危険作業で安全帯が使用できない場合は全面使用禁止とする。
- やむを得ず使用する場合は、足場が設置できない狭小部のみに限定し、届出制とする。

⇒作業所長(統括安全衛生責任者)がその都度、使用の可否を判断し、承認する

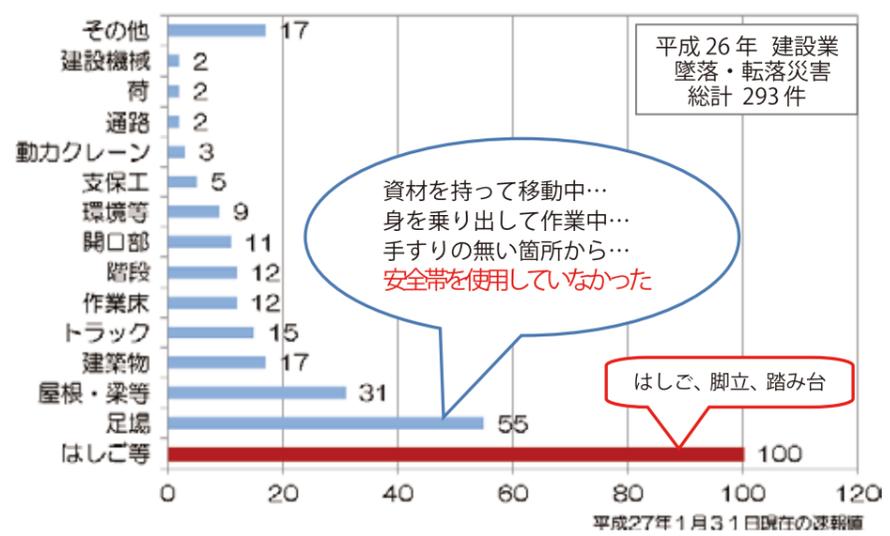


ゼロ災大阪 命綱GO活動

スローガン
いのちづな つか ぎょう たいせつ いのち
「命綱使ってつなGO大切な命」



墜落場所別 発生状況 (建設業・大阪)



命綱GO活動のポイント

- 安全帯着用確認**
建設現場へ入場する際、安全帯を着用しているか確認しましょう。
- 安全帯使用確認**
適宜作業場所を巡視し使用状況を確認しましょう。
- 安全帯の点検**
安全帯の点検状況を確認し適正な安全帯を使用するよう指導しましょう。
- 危険体感教育の実施**
危険を体感させるようなビジュアル教育を実施しましょう。
- 安全帯取付設備(親綱)の設置**
規格を具備した親綱を適正に設置しましょう。
- 作業手順の見直し**
安全帯を確実に使用するための作業手順書を作成し周知しましょう。



大阪労働局・各労働基準監督署

<http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

1 安全帯の着用&使用と唱和

「必ず安全帯を着用する」「必ず安全帯を使用する」ことのルール作りを行いましょう。

また、朝礼やKY活動の際、安全帯の着用状況を労働者同士が確認しあい、現場所長や職長のリードのもと

「いのちつながり よし！」

と全員で意識啓発のため唱和しましょう。

何が何でも、安全帯100%使用



2 安全帯使用確認 (作業場所の巡視の強化)

1 元方事業者

- (1) 適宜作業場所を巡視し、作業者の安全帯の使用状況を監視しましょう。
- (2) 安全衛生責任者、足場の組立て等作業主任者、職長等に対し、配下の作業員の安全帯の使用状況を監視するよう指示しましょう。



2 安全衛生責任者、足場の組立て等作業主任者、職長等

- (1) 配下の労働者について、安全帯の使用状況を監視し、未使用である場合については、直ちに作業をSTOPさせ、使用するまで作業はさせないルール作りを行いましょう。
- (2) 現場内の墜落危険箇所を周知し、確実に安全帯を使用させましょう。

3 安全帯の点検

安全帯の規格(平成14年2月25日 厚生労働省告示第38号)に基づく構造要件を具備した安全帯を使用することは当然です。作業に合った安全帯を選定し適切に使用しましょう。

ある現場で行った点検調査によると、4人に1人が問題のある安全帯を使用していることが認められています。

4 危険体感教育・訓練の実施

安全帯を確実に使用させるため、

- ・安全帯を親綱等に掛けること
- ・掛け替えながら移動すること

など「安全帯は身体の一部」という習慣づけを行う教育訓練を実施しましょう。

朝礼終了後、全作業員が梁に見立てた鉄骨上を二丁掛け安全帯を掛け替えながら歩行し、安全帯の試行と作業員の体調確認実施。(二日酔いなし!!)



5 安全帯取付設備の設置

- ・安全帯を使用する場合には、適切な安全帯取付設備を設置しましょう。
- ・足場の最上層で組立て作業を行う際には、あらかじめ、安全帯取付設備を設置して下さい。

安全帯を使用していたが、掛け替え時に墜落

足場の組立て等作業時は【二丁掛け安全帯】を基本に

墜落時の衝撃緩和のため【ハーネス型安全帯】の採用



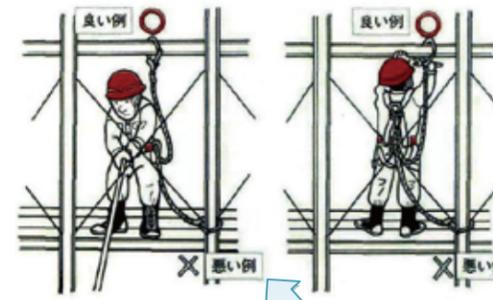
昨年こんな災害が

- ◆単管一側足場上を移動中、バランスを崩し墜落
- ◆単管一側足場上で作業中、メッシュシートを突き破って墜落

水平親綱の設置

6 作業手順に基づく作業の徹底

安全帯の使用に係る具体的な「作業手順」を定め、労働者に周知するとともに、「作業手順」に基づく安全な作業を徹底してください。



安全帯のフックを掛ける高さもわからずに作業しているヨ!

作業主任者の職務の徹底

足場の組立て等作業主任者は、

- ◆安全帯の機能を点検し不良品を取り除くこと
(綱の損傷の有無、綱の径及び長さの適否、取付け金具の損傷の有無 など)
- ◆安全帯及び保護帽の使用状況を監視すること

などの職務が法令で義務づけられています。

昨年こんな災害が

足場の解体作業にあたり、作業主任者が解体方法等の作業手順の指示を行った後、持ち場を離れ、作業員が解体手順を変更したため、足場が転倒し、1名が死亡した。



足場からの墜落防止のための措置を強化します

改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置※を強化しました。平成27年7月1日から施行します。

※一部規定については架設通路、作業構台も対象に含みます。

<改正のあらまし>

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶P2

- ◆足場材の緊結などの作業を行うときは幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ◆安全帯取付設備を設置し、労働者に安全帯を使用させてください。

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶P3

足場の組立て、解体または変更の作業に特別教育が必要になります。

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶P4

建設業、造船業の元請事業者等の注文者は、足場や作業構台の組立て・一部解体・変更後、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶P5

- ◆床材と建地との隙間は12cm未満としてください。
- ◆作業の必要上、足場や架設通路、作業構台から臨時に手すりなどを取り外す場合は、関係労働者以外の立入を禁止し、作業終了後は直ちに元に戻してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶P7

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、鋼管を2本組とすることとしていましたが、建地の下端に作用する設計荷重が最大使用荷重を超えないときは、その必要はありません。

改正「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」

▶P7



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

1 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ▶安衛則第564条

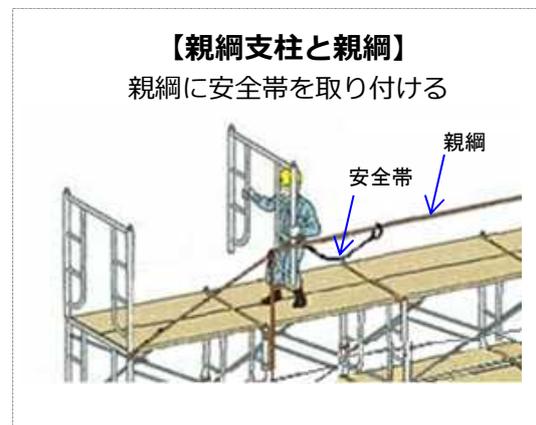
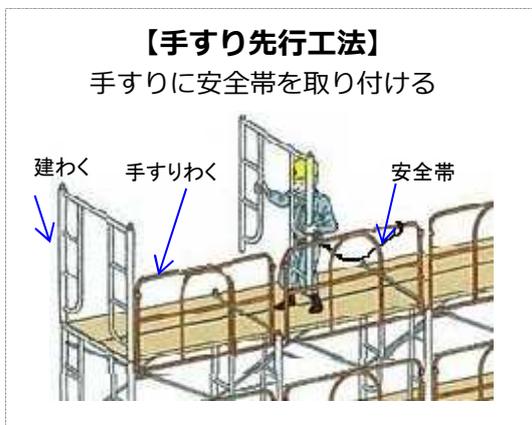
(1) 足場材の緊結、取り外し、受け渡しなど作業時の安全带取付設備の設置など
つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更
する際に、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次
の措置がいずれも必要です。

- ① 困難な場合※¹を除き、幅40cm以上の作業床を設置してください。
- ② 安全带を安全に取り付けるための設備などを設置し、労働者に安全带を使用させるか、これと同等以上の効果を有する措置をとってください。

※ 狭小な場所や昇降設備を設ける箇所に幅40cm未満の作業床を設けるとき、つり足場の組立てなどの作業で幅20cm以上の足場板2枚を交互に移動させながら作業を行うときを含みます。

安全带を安全に取り付けるための設備（安全带取付設備）

安全带取付設備とは、安全带を適切に着用した労働者が墜落しても、安全带を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全带の性能に応じて適当な位置に安全带を取り付けることができるもののことで、このような要件を満たすように設計され、この要件を満たすように設置した手すり、手すりわくと親綱が含まれます。また、建わく、建地、手すりなどを、安全带を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合もあります。



- ▶ 墜落する危険を低減させるため、「手すり先行工法」を積極的に採用してください。
足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。（平成27年3月31日付け基発0331第9号）

<留意点>

安全带取付設備などを設置し、労働者に安全带を使用させる措置と「同等以上の効果を有する措置」には、つり足場を設置する際に、あらかじめ「墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する技術上の指針」（昭和51年技術上の指針公示第8号）によって設置した防網を設置することが含まれます。

(2) その他の墜落防止措置

つり足場、張出し足場、高さが2 m以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際は、(1)の措置に加えて次の措置が必要です。

- ①組立て、解体または変更の時期、範囲と順序をこの作業に従事する労働者に周知させること
- ②組立て、解体または変更の作業を行なう区域内には、関係労働者以外の労働者の立入りを禁止すること
- ③強風、大雨、大雪などの悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること
- ④材料、器具、工具などを上げ、または下ろすときは、つり綱、つり袋などを労働者に使用させること。ただし、これらの物の落下により、労働者に危険を及ぼすおそれがないとき※は必要ありません。

※ 地上から材料を手渡しするときなど

2 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ▶安衛則第36条、第39条

平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業※の業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

※ 「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科 目	時 間	時 間 (現在業務従事者)
1 足場及び作業の方法に関する知識	3 時間	1 時間30分
2 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30分	15分
3 労働災害の防止に関する知識	1 時間30分	45分
4 関係法令	1 時間	30分

▶平成27年7月1日現在、業務に就いている方◀

平成27年7月1日現在で、足場の組立て、解体または変更の作業に係る業務に就いている方（現在業務従事者）は、特別教育の科目について上表の時間欄の右側の時間とすることができます。

また、7月1日より前に短縮した時間での特別教育を行うこともできます。

－経過措置－

現在業務従事者の方には平成29年6月30日までの間は経過措置がありますので、この間に特別教育を行うようにしてください。

特別教育の全部を省略することができる方

特別教育の科目の全部または一部について十分な知識や経験があると認められる労働者については、この科目についての特別教育を省略することができます。
また、次の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ①足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した方
- ②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム系建築科または居住システム系環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立て等作業主任者技能講習規程（昭和47年労働省告示第109号）第1条各号に掲げる方
- ③とびの1級または2級の技能検定に合格した方
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方

3 足場の組立てなどの後は注文者も点検が必要 ▶安衛則第655条、第655条の2

建設業、造船業の元請事業主等の注文者は、足場や作業構台の組立て、一部解体・変更後は、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。

- ※ 点検結果・修理などの措置内容は記録し、足場を使用する仕事を終了するまでの間、保管してください。
- ※ 事業者による点検（安衛則第567条）も必要です。

<留意点>

足場の場合：

「一部解体または変更」には、建わく、建地、交さ筋かい、布などの足場の構造部材の一時的な取り外し、または取付けのほか、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔などの一時的な取り外し、または取付けが含まれます。ただし、次のいずれかに該当するときは、「一部解体または変更」に含まれません。

- ①作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備（足場の構造部材である場合を含む）を取り外す場合、またはこの設備を原状に復す場合には、局所的に行われ、これによって足場の構造に大きな影響がないことが明らかで、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき
- ②足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシートなどの設備を取り外す場合か、この設備を原状に復す場合で、足場の部材の上げ下ろしが伴わないとき

作業構台の場合：

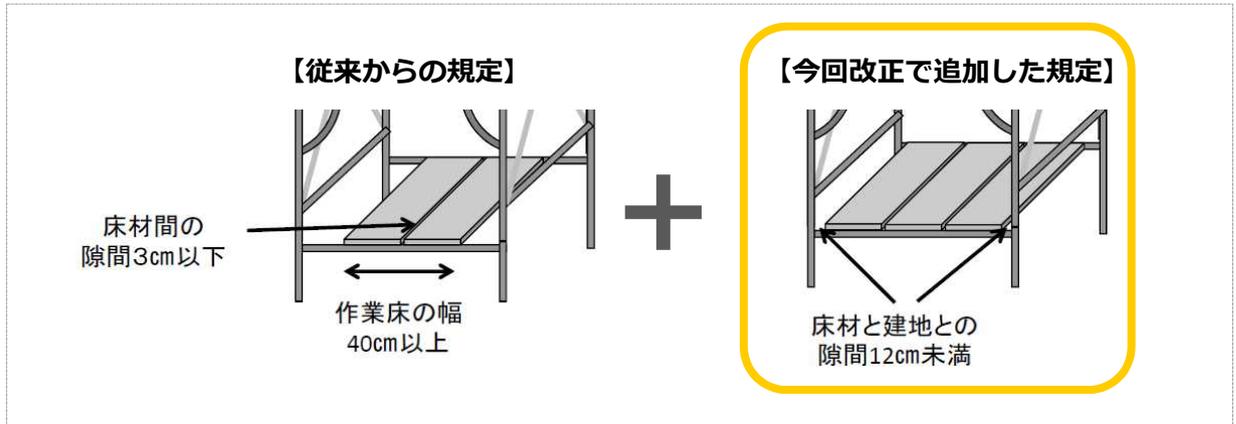
「一部解体または変更」には、作業の必要上、臨時に手すり等や中棧等を取り外す場合と、この設備を原状に復す場合は含まれません。

4 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 ▶安衛則第563条

(1) 床材と建地との隙間

足場での高さ2 m以上の作業場所に設ける作業床の要件として、**床材と建地との隙間を12cm未満**とすることを追加しました。

(一側足場、つり足場を除く)



※ 鋼管足場用の部材と付属金具の規格（昭和56年労働省告示第103号）で、床付き布わくの床材の幅は24cm以上とされていることから、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm以上であれば、さらに床材を敷き、床材と建地との隙間をふさぐことが可能であることを踏まえ、可能な限り床材と建地との隙間をふさぐことを目的に、それ以上追加的に床材を敷くことができなくなるまで床材を敷くようにするための要件を定めたものです。

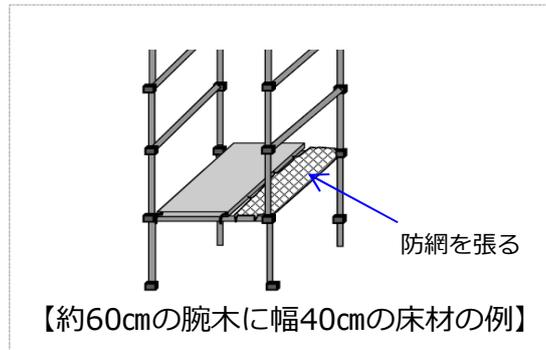
<留意点>

- ①床材が片側に寄ることで12cm以上の隙間が生じる場合には、床材と建地との隙間の要件を満たさないため、床材の組み合わせを工夫する、小幅の板材を敷く、床材がずれないように固定する、床付き幅木を設置するなどにより、常にこの要件を満たすようにする必要があります。
- ②床材と建地との隙間に、垂直または傾けて設置した幅木は、作業床としての機能を果たせないため、この幅木の有無を考慮せずに、床材と建地との隙間を12cm未満とする必要があります。なお、床付き幅木の場合、床面側の部材は床材になります。

▶この規定が適用されない場合◀

- ①はり間方向における建地と床材の両端との隙間の合計幅が24cm未満の場合
- ②曲線的な構造物に近接して足場を設置する場合など、はり間方向での建地と床材の両端との隙間の合計幅を24cm未満とすることが作業の性質上困難な場合

上記①、②の場合に、建地と床材との隙間が12cm以上の箇所に防網を張るなど、床材以外のものでもふさぐ墜落防止措置をとったときには、この規定は適用されません。



<留意点>

ここで、「防網を張るなど」の「など」には、十分な高さがある幅木を傾けて設置する場合と構造物に近接している場合など防網を設置しなくても、人が墜落する隙間がない場合が含まれます。

－経過措置－

はり間方向における建地の内法幅が64cm未満の足場の作業床で、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造のものについては、平成27年7月1日に現に存する鋼管足場用の部材が用いられている場合に限り、この規定は適用されません。

(2) 足場用墜落防止設備※を取り外す場合の措置

安全帯を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置またはこれと同等以上の効果のある措置をとることに加えて、以下の2点を追加しました。

- ①作業の性質上、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合や、作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、**関係労働者以外の者の立入を禁止**すること。
- ②作業の必要上、臨時に足場墜落防止設備を取り外したときは、**この作業が終了した後、直に取り外した設備を元の状態に戻さなければならない**こと。

※ わく組足場（妻面に係る部分を除く）については、

- ①交さ筋かいと高さ15cm以上40cm以下の棧もしくは高さ15cm以上の幅木またはこれらと同等以上の機能がある設備 または、②手すりわく

わく組足場以外の足場については、

- ①高さ85cm以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（手すり等）と②高さ35cm以上50cm以下の棧またはこれと同等以上の機能がある設備（中棧等）

これらの措置は架設通路(上記①「作業の必要上」の場合のみ)と作業構台でも必要です。

<留意点>

- ①「関係労働者」には、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な箇所、または作業の必要上、臨時に取り外す箇所で作業を行う人と作業を指揮する人が含まれます。
- ②「安全帯」については、安全帯の規格（平成14年厚生労働省告示第38号）に適合しない命綱は含まれません。事業者が労働者に安全帯を使用させるときは、安衛則第521条第2項に基づき、安全帯とその取付け設備などの異常の有無について、随時点検してください。

5 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し ▶安衛則第571条

鋼管足場の建地の最高部から測って31mを超える部分の建地は、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重）がこの建地の最大使用荷重（この建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重）を超えないときは、鋼管を2本組とする必要はありません。

<留意点>

- ①「足場の重量に相当する荷重」には、足場に設けられる朝顔、メッシュシートなどの重量に相当する荷重を含みます。
- ②「建地の破壊に至る荷重」には、実際の使用状態に近い条件の下で支持力試験を行い、その結果に基づいて得られた荷重を用いることができます。また、鋼管にフランジ、フックなどの緊結部を溶接することによって、緊結金具を使用せずに組み立てることができる単管足場では、この足場を組み立てた状態での支持力試験を実施した結果から、建地の破壊に至る荷重の2分の1以下の荷重を許容支持力として示されており、これを最大使用荷重として用いることができます。この場合、布材、補剛材などの使用条件に応じて支持力試験の結果が異なることから、それぞれの布材、補剛材などの使用条件に応じた最大使用荷重を用いる必要があります。

足場からの墜落防止のための より一層の取組みのお願い

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱を改正

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号）を平成27年5月20日付け基安発0520第1号で改正しました。

ここでは、**安衛則に定められている法定の墜落防止措置以外の実施していただきたい事項**をまとめています。

1 足場の組立図を作成しましょう

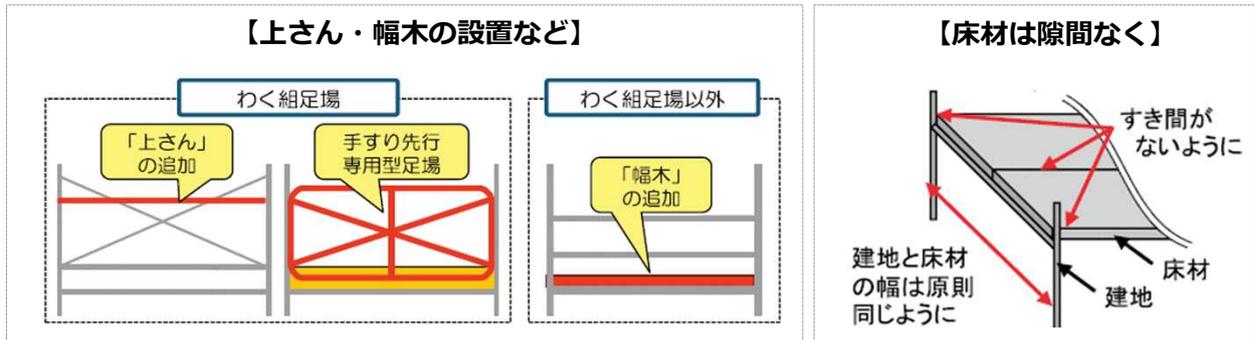
足場の組立図を作成し、手すりなどの足場用墜落防止設備の設置や足場の点検を確実にいきましょう。

2 足場の組立て等作業主任者の能力向上を図りましょう

労働安全衛生法第19条の2に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めましょう。

3 上さん・幅木の設置など「より安全な措置」をとりましょう

下図にあるような「より安全な措置」をとりましょう。



- (1) 特に足場の建地の中心間の幅が60cm以上の場合、足場の後踏側（躯体側と反対側）には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、次の措置をとりましょう。
 - ① わく組足場では、下さんの代わりに、高さ15 cm以上の幅木※を設置
※ なるべく背の高い幅木にしましょう。
 - ② わく組足場以外の足場では、手すりや中さんに加えて幅木などを設置
- (2) わく組足場について、特に足場の後踏側には、荷揚げなどの作業に支障がある箇所を除いて、上さんを設置しましょう。

4 足場の点検は、十分な知識・経験を有する方で、組立てなどの作業の当事者以外の方が行いましょう

事業者や注文者が行う足場の組立て、一部解体または一部変更の後の点検は、

- (1) 足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木または建築である方）など労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方など、十分な知識・経験がある方によって、チェックリストに基づき点検を行いましょう。
- (2) 足場の組立てなどの作業に直接従事した以外の方が行うことで、客観的で的確なものとしましょう。

5 足場で作業を行う労働者などの安全衛生意識の高揚を図りましょう

足場上での作業手順の徹底や、足場の点検による墜落防止設備の不備をなくし、不安全行動を生じさせないような安全意識の高揚を図りましょう。

改正安衛則の解釈例規や足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の全文など、さらに詳しい内容は厚生労働省ホームページでご確認いただけます。

また、このパンフレットに関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署でお受けしています。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000081490.html>

足場からの墜落防止対策 強化

検索